

11月は『ちば国保月間』です！

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように助け合う制度です。

皆さんの健康を守るための大切な制度である『国民健康保険』へのご理解と、大切な財源である『国民健康保険税』の納期内納付にご協力をお願いします。

医療費の適正化に

ご協力ください

医療費は年々増加傾向にあり、このまま医療費が増え続ければ、加入している皆さんの国民健康保険税の負担も大きくなっていきます。まずは、医療費に関心を持ち、適切な受診にご協力ください。

① 緊急の手当の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

◆対象とならない場合

- ・日常生活からくる単なる肩こり・疲労・筋肉疲労・筋肉痛・腰痛・体調不良
- ・捻挫や打撲が治った後のマッサージ代わりの利用
- ・病氣（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）からくる痛みやこり
- ・症状の改善の見られない長期の施術
- ・医師の同意のない骨折や脱臼の施術（応急処置を除く）
- ・仕事中や通勤途中に起きた負傷（労災保険適用が原則）

整骨院や接骨院での

柔道整復師が行う施術

保険診療の『対象となる場合』と『対象とならない場合』があります。施術を受ける時は、負傷原因を正確に伝え、国民健康保険が適用できるか正しく理解した上で、施術を受けましょう。

◆対象となる場合

- ・外傷性が明らかな骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷
- なお、骨折および脱臼につ

◆施術を受けるときの注意点

- ① 負傷原因を正しく伝えましょう
- ② 柔道整復施術療養費支給申



- ③ 領収証を必ずもらいましょう
- ④ 治療が長引く場合は医師の診断を受けましょう

負傷原因等の受診照会にご協力ください

市では、医療費の適正化を図るため、対象の方に負傷原因等の受診照会を行っています。日頃から受診日の記録や領収証などを保管していただき、照会があった場合はご自身でご記入の上、回答にご協力をお願いします。

なお、受診照会は専門業者に委託して実施しています。

◆委託先

(株)オークス

問合せ

国保年金課（2階）

☎(20)1503 FAX(20)1600

11月は「児童虐待防止推進月間」です

全国の児童相談所における虐待相談対応件数が一貫して増加を続け、虐待により死亡する事件も後を絶たず、多くのかけがえのない子どもの命が失われています。

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、広報・啓発活動を実施しています。

◆これらは「児童虐待」にあたります

【身体的虐待】

- ・殴る・蹴る・投げ落とす
- ・激しく揺さぶる など

【性的虐待】

- ・子どもへの性的行為
- ・性的行為を見せる など

【ネグレクト】

- ・食事を与えない
- ・ひどく不潔にする など

【心理的虐待】

- ・言葉による脅し・無視
- ・きょうだい間での差別的扱い
- ・子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう など

◆子育てがづらい、悩みを抱えているあなたへ

子育てに不安や悩みを抱えていたり、つらいと感じていたら、子育て相談窓口の利用や支援を受けることも必要です。解決策をあなたと共に考えます。

◆「自分は虐待を受けているかもしれない…」と感じている子ども・若者の皆さんへ

信頼できる大人に相談してみませんか？周りに相談できる大人がいないうち、どうしてよいか分からないときは、連絡してください。

相談窓口

児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189（通話料無料、24時間 365日対応）

子育て支援課
子育て家庭相談室（2階）

☎(23)5500 FAX(20)1610
児童家庭支援センター

☎(36)6226
こどものひなた

✉kodomom@hirata.support

